

**消費税率の改定に伴い、  
令和元年10月1日から**

# 公共施設の 使用料などが 変わります

令和元年10月1日から、消費税率（地方消費税率を含む）が現行の8%から10%へ引き上げられます。

このことに伴い、市では、消費税が課税されている公共施設の使用料などについて、税率の引き上げ相当分の料金改定を行います。

改定するものは、右表のとおりです。

なお、改定後の料金など詳しくは、各担当課へ直接お問い合わせください。

※住民票・印鑑登録等の各種証明手数料など、消費税が非課税のものは改定しません。



	改定する項目	担当課(問合先)
公共施設の使用料	関文化交流センターの多目的ホールなどの使用料	まちづくり協働課 地域まちづくりグループ (☎84-5007)
	地区コミュニティセンターの集会室などの使用料	
	鈴鹿馬子唄会館のホールなどの使用料	
	関町北部ふれあい交流センターのイベントホールなどの使用料	
	市斎場の葬儀場などの使用料	環境課 環境創造グループ (☎96-8095)
	関宿散策拠点施設の研修室の使用料	文化スポーツ課 まちなみ文化財グループ (☎96-1218)
	関の山車会館の離れなどの開館時間以外の時間における使用料	
	歴史博物館の企画展示室などの使用料	歴史博物館 (☎83-3000)
	関まちなみ文化センターの集会室などの使用料	地域観光課 観光交流グループ (☎96-1215)
	林業総合センターの研修室などの使用料	産業振興課 森林林業グループ (☎84-5068)
鈴鹿峠自然の家の宿泊室などの使用料	教育委員会 生涯学習課 社会教育グループ (☎84-5057)	
公共施設の利用料金	市文化会館の施設・設備などの利用料金	文化スポーツ課 文化共生グループ (☎96-1223)
	市中央コミュニティセンターの施設・設備などの利用料金	
	運動施設等(西野公園、東野公園、亀山公園、観音山テニスコートなど)の施設・設備などの利用料金	文化スポーツ課 スポーツ推進グループ (☎96-1224)
	関総合スポーツ公園多目的グラウンドの利用料金	
	関B & G海洋センターの体育館などの利用料金	
	石水溪キャンプ場のバンガロー施設などの利用料金	地域観光課 観光交流グループ (☎96-1215)
	市勤労文化会館の大会議室などの利用料金	産業振興課 商工業・地域交通グループ (☎84-5049)
行政財産の目的外使用に係る使用料	財務課 契約管財グループ (☎84-5025)	
都市公園内の行為にかかる使用料 道路占用料	用地管理課 管理グループ (☎84-5102)	
一般廃棄物処理手数料、産業廃棄物処理施設使用料	環境課 廃棄物対策グループ (☎82-8081)	
その他	水道料金と給水加入金	上水道課 上水道管理グループ (☎97-0621)
	工業用水の料金	
	農業集落排水処理施設の使用料	下水道課 下水道管理グループ (☎97-0628)
	公共下水道の使用料	
	入院した際の個室使用料、診断書などの交付手数料	市立医療センター 病院総務課 医事グループ (☎83-0990)